

# 平成 30 年度富良野広域連合南富良野消防総合演習

南富良野町消防団による小隊訓練、消防操法応用訓練、支署・自衛隊合同による水防訓練などを行い、支署・消防団合同による模擬火災訓練時には西A団地各棟に入居されている方々にご協力いただき、避難訓練も合わせて行います。

演習前の10時30分から11時30分までは消防フェスタを開催します。小学生以下の子どもが対象で、消防車見学・ミニ消防車乗車体験・消火器体験・防火衣着体験等を行います。また、綿あめやお菓子すくい等の模擬店もあります。11時30分からは自衛隊による災害炊き出し（カレーライス）の試食提供を行います。

消防と自衛隊の皆さんが、本番さながらに訓練を実施しますので、町民の皆さんもぜひお越しください。

なお、雨天時の場合はカレーの試食時間が12時から、消防フェスタ・消防訓練は中止になりますので、ご了承ください。

○日時 7月8日（日）13時から16時まで

○場所 南富良野小学校グラウンド

○参加機関 ・富良野広域連合富良野消防署南富良野支署  
・富良野広域連合南富良野消防団

○特別参加 ・陸上自衛隊上富良野駐屯地第4特科群第131特科大隊

●問い合わせ先：富良野広域連合富良野消防署南富良野支署 ☎52-2119

広報みなみふらの

お知らせ版

2018. 6.15

## 国民健康保険被保険者証の更新

No.403

現在ご使用されている国民健康保険の被保険者証（カード）は、7月31日（火）で有効期間が満了になるため、下記のとおり更新手続きを行います。

また、本年度より保険者が南富良野町から北海道に変更になりました。

○更新の日程・場所

| 地区        | 日程       | 時間               | 場所             |
|-----------|----------|------------------|----------------|
| 下金山<br>金山 | 7月17日（火） | 9時30分から11時30分まで  | 下金山地区多目的センター   |
|           |          | 13時30分から15時まで    | 金山地区コミュニティセンター |
| 北落合<br>落合 | 7月18日（水） | 9時30分から11時まで     | 北落合除雪管理センター    |
|           |          | 13時30分から15時30分まで | 落合地区多目的センター    |
| 幾寅        | 7月23日（月） | 13時30分から16時まで    | 情報プラザ          |

○必要なもの

現在お持ちの被保険者証（本人確認のため）

※都合により当日更新手続きのできない方は、7月17日（火）以降に保健福祉課介護医療係（保健福祉センター）にて手続き願います。

○被保険者証の有効日

今回更新する被保険者証の有効日は、8月1日（水）からです。7月31日（火）までは更新前の被保険者証をご使用になり、8月からは更新された新たな被保険者証をご使用ください。

※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、例年のとおりご自宅へ被保険者証をお配りに伺いますので、今回の更新手続きは必要ありません。

●問い合わせ先：保健福祉課介護医療係 ☎52-2211

## 「ブックドクターあきひろ絵本の読みあそび ～絵本と笑いで心と体もリフレッシュ！」

エネルギーあふれるお話を聞いてみませんか？素敵な絵本とお話で、笑顔いっぱいのお話会。たくさんの参加をお待ちしています。

○日時・場所 7月4日（水）

幾寅保育所 10時から10時30分まで

地域交流スペース 10時30分から11時30分まで

○申込み 6月29日（金）までに子育て支援センターへお申込みください。

●申込み・問い合わせ先：子育て支援センター ☎52-2315

## 介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は3年間の介護保険事業計画ごとに見直しを行っております。介護保険事業の運営として、町全体の介護保険サービス利用額のうち半分を保険料（45～64歳の方の負担割合27%、65歳以上の負担割合23%）、残りの半分を国、道、町で負担することになっています。

平成27～29年度の介護保険サービス利用額を基に保険料を算定した結果、平成30～32年度において基準月額で約400円上昇せざるを得ない状況であり基準月額は5,000円になりました（全道平均5,617円）

介護保険事業の円滑な運営のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、平成30年度の介護保険料は、7月発送の納入通知書により個別にお知らせします。

（参考：平成27～29年度介護保険料基準月額4,600円）

| 平成27～29年度 介護保険料率 |   |      |        |
|------------------|---|------|--------|
| 所得段階             | 対象者   | 基準額  | 保険料額   |
| 第1段階             | ・生活保護受給者<br>・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税<br>・世帯全員が非課税で前年の課税年金収入と合計所得が80万円以下 | 0.45 | 24,800 |
| 第2段階             | ・世帯全員が非課税で前年の課税年金収入と合計所得の合計が80万円を超える方で120万円以下の方                       | 0.75 | 41,400 |
| 第3段階             | ・世帯全員が非課税で前年の課税年金収入と合計所得の合計が120万円を超える方                                | 0.75 | 41,400 |
| 第4段階             | ・世帯が住民税課税世帯で本人が住民税非課税の方で前年の課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下の方                    | 0.9  | 49,600 |
| 第5段階             | ・世帯が住民税課税世帯で本人が住民税非課税の方で前年の課税年金収入と合計所得金額が80万円を超える方                    | 1.0  | 55,200 |
| 第6段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が120万円未満の方   | 1.2  | 66,200 |
| 第7段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が120万円以上で190万円未満の方                                   | 1.3  | 71,700 |
| 第8段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が190万円以上で290万円未満の方                                   | 1.5  | 82,800 |
| 第9段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が290万円以上の方   | 1.7  | 93,800 |



| 平成30～32年度 介護保険料率 |   |      |                |
|------------------|---|------|----------------|
| 所得段階             | 対象者   | 基準額  | 保険料額           |
| 第1段階             | ・生活保護受給者<br>・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税<br>・世帯全員が非課税で前年の課税年金収入と合計所得が80万円以下 | 0.45 | <b>27,000</b>  |
| 第2段階             | ・世帯全員が非課税で前年の課税年金収入と合計所得の合計が80万円を超える方で120万円以下の方                       | 0.75 | <b>45,000</b>  |
| 第3段階             | ・世帯全員が非課税で前年の課税年金収入と合計所得の合計が120万円を超える方                                | 0.75 | <b>45,000</b>  |
| 第4段階             | ・世帯が住民税課税世帯で本人が住民税非課税の方で前年の課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下の方                    | 0.9  | <b>54,000</b>  |
| 第5段階             | ・世帯が住民税課税世帯で本人が住民税非課税の方で前年の課税年金収入と合計所得金額が80万円を超える方                    | 1.0  | <b>60,000</b>  |
| 第6段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が120万円未満の方   | 1.2  | <b>72,000</b>  |
| 第7段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が120万円以上で200万円未満の方                                   | 1.3  | <b>78,000</b>  |
| 第8段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が200万円以上で300万円未満の方                                   | 1.5  | <b>90,000</b>  |
| 第9段階             | ・本人が住民税課税で前年の合計所得が300万円以上の方   | 1.7  | <b>102,000</b> |

※平成30～32年度の基準所得段階は第5段階になります。

●問い合わせ先：保健福祉課介護医療係 ☎ 52 - 2211

## 平成 30 年度 要約筆記者養成講座受講者募集

現在、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会では「平成 30 年度要約筆記者養成講座」の受講者を募集しています。詳しくは主催者に直接お問い合わせください。

○募集定員 40 名程度（手書き部門・パソコン部門 各 20 名）

○開催日時 8 月 25 日（土）、26 日（日）  
9 月 15 日（土）、16 日（日）  
10 月 6 日（土）、7 日（日）、20 日（土）、21 日（日）  
11 月 3 日（土）、4 日（日）、17 日（土）、18 日（日）  
12 月 8 日（土）、9 日（日） 全 14 日間

○開催場所 道民活動センタービル（札幌市中央区北 2 西 7）

○受講料 無料（ただし、テキスト代等で約 4,500 円の自己負担があります）

○申込み 7 月 31 日（火）までに所定の様式の申込書で申込むこと。

※ホームページから申込書をダウンロードできます。

北海道身体障害者福祉協会ホームページ <http://hokusinkyo.or.jp/hikkikouza.htm>

●申込み・問い合わせ先：一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会

☎ 011 - 251 - 1551 F A X 011 - 251 - 0858

## ～農業委員会だより～

平成 30 年第 4 回南富良野町農業委員会総会が開催されました。

○月 日 5 月 28 日（月）

○場 所 役場 2 階 大会議室

○議 件 ・農地法第 3 条の規定による許可申請について（1 件）  
・土地の現況証明書交付について（1 件）  
・農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（1 件）

●問い合わせ先：農業委員会 ☎ 52 - 2178

## 北海道農業・農村振興審議会委員の公募について

北海道では、北海道農業・農村振興条例に基づき、本道における農業・農村の振興を図るため、知事の附属期間として、北海道農業・農村振興審議会を設置しています。

このたび、広く道民の皆さまから農業・農村の振興に関するご意見を伺うため、委員の一部を次の「北海道農業・農村振興審議会委員応募要領」のとおり公募します。

なお、応募方法・選考等の詳細や応募用紙の入手等については、次の連絡先に直接ご連絡いただくか、ホームページをご参照ください。

○連絡先 北海道農政部農政課政策調整グループ

住所 〒060 - 8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話 ☎ 011 - 204 - 5376（直通）

電子メール [nosei.noki2@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:nosei.noki2@pref.hokkaido.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/singikai/koubo.htm>

○応募資格 委員に応募される方は、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- ・北海道内に居住する満 20 歳以上の方（平成 30 年 4 月 1 日現在）
- ・北海道の農業・農村について幅広い見識と関心を有する方で、北海道農業・農村振興審議会（札幌市内において開催予定）に出席できる方
- ・北海道議会議員及び北海道職員（元道職員の方を含みます）以外の方

○募集人員 1 名

○委員の任期 委嘱の日（8 月 30 日を予定）から 2 年間

○公募期間 7 月 10 日（火）まで（当日消印有効）

○委員の仕事 北海道農業・農村振興審議会の委員として、知事の諮問に応じ、農業・農村の振興に関する事項について、道が選任した他の学識経験者等の委員とともに、調査審議していただきます。

●問い合わせ先：北海道農政部農政課政策調整グループ ☎ 011 - 204 - 5376（直通）

# まちのカレンダー

2018

# 7

ふみづき  
文月



|       | 日  | 月   | 火   | 水  | 木   | 金   | 土   |     |
|-------|--|---|---|--|---|---|---|-----|
| 行事・保健 | 1  | 2<br>ふれあいルーム<br>地交 9:30→12:00<br>13:00→16:00  | 3<br>ぶっこクラブ<br>地交 9:30→11:30<br>予防接種<br>金診 15:00→15:30                                | 4<br>ふれあいルーム<br>地交 9:30→12:00<br>13:00→16:00<br>ブックドクターあきひろ読みあそび<br>[幾寅保育所] 10:00→10:30<br>地交 10:30→11:30<br>予防接種<br>幾診 11:30→12:00<br>こころの健康相談(要予約)<br>富保 14:00→15:00 | 5<br>0歳ぶっこ<br>地交 10:00→11:00<br>運転免許証更新時講習<br>人材 優良 13:00→<br>一般 14:00→ | 6<br>ふれあいルーム<br>地交 9:30→12:00<br>13:00→16:00<br>予防接種<br>落診 14:30→15:00  | 7<br>南富良野高等学校学校祭(~8日)<br>南富良野町戦没者追悼式<br>[忠魂碑前] 11:00→   |     |
|       | ごみ収集日  |   | A 一般(可燃) B 生  | B 一般(可燃)   | A 生・プラ B プラ   | B リサイクル②  | A リサイクル② B 生  | A 生 |
| 行事・保健 | 8<br>南富良野消防総合演習<br>[南富良野小学校グラウンド]<br>13:00→16:00 | 9<br>ふれあいルーム<br>地交 9:30→12:00<br>13:00→16:00  | 10<br>ぶっこクラブ<br>地交 9:30→11:30<br>運転免許証更新時講習<br>人材 初回 13:00→<br>予防接種<br>金診 15:00→15:30 | 11<br>落合出張支援センター<br>落多 10:00→11:00<br>予防接種<br>幾診 11:30→12:00   | 12<br>1歳ぶっこ<br>地交 10:00→11:00<br>千里大学<br>みな 10:00→<br>下金山地区お祭り          | 13<br>ふれあいルーム<br>地交 9:30→12:00<br>13:00→16:00<br>予防接種<br>落診 14:30→15:00 | 14  |     |
|       | ごみ収集日  |   | A 一般(可燃) B 生  | B 一般(可燃)   | A 生・プラ B プラ   | A B 一般(不燃)  | B 生   | A 生 |
| 行事・保健 | 15<br>落合地区お祭り<br>金山地区お祭り                         | <p style="text-align: center;">開催会場</p> <p>みな 保健福祉センターみなくる 人材 富良野地域人材開発センター<br/>                     役大 役場大会議室 落郵 落合郵便局<br/>                     落多 落合地区多目的センター 金コ 金山地区コミュニティセンター<br/>                     下多 下金山地区多目的センター 地交 地域交流スペース<br/>                     幾診 幾寅診療所 金診 金山診療所 落診 落合診療所<br/>                     情プ 情報プラザ 町体 町民体育館 富保 富良野保健所</p> <p style="text-align: center;">ごみ収集日</p> <p>A~北落合・落合・東鹿越・金山・下金山地区 B~幾寅地区<br/>                     リサイクル①~空き缶・古紙類 リサイクル②~ペットボトル・あきびん</p> |   |  |   |   | <p style="text-align: center;">夜間・休日の時間外急患はご連絡ください。できるだけ対応します。</p> <p style="text-align: center;">■金山診療所 ☎ 54-2301</p> <p>※金山診療所につながらない場合は、中村医師の携帯へ転送します。</p> |     |
|       | ごみ収集日  |   |   |  |   |   |   |     |

発行／南富良野町役場 編集／企画課 広報統計係